

函館市まちなか店舗機能向上改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幅広い世代の人々が集い、憩い、交流できる空間づくりを促進することにより、市民生活に必要な医療・福祉・子育て支援・商業・公共交通等の都市機能が集積しているまちなかにおける賑わいを創出し、歩行者の回遊性および滞在環境の向上に資するため、店舗の機能向上に要する費用に係る補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、別図に定める補助対象区域に存する店舗（以下「補助対象店舗」という。）において、次条に定める補助対象者が、歩行者の回遊性および店舗利用者の滞在環境の向上に資するために実施する店舗の外装工事または店舗の外部に固定して設置する設備工事（当該外装または設備の修繕または補修に係るものを除く。）であって次に掲げるもの（以下「補助対象工事」という。）に要する費用（消費税および地方消費税を除く。）とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者が、同一の補助対象店舗に対して行う補助対象工事に要する費用は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 開口部の新設工事または改修工事
- (2) 日よけの設置工事
- (3) 照明器具の設置工事
- (4) その他市長が特に認める工事

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象店舗を所有し、または賃借している者
- (2) 市が行う歩行者回遊性向上社会実験事業その他民間事業者が行う歩行者の回遊性の向上に資する事業として市長が認める事業に参加した者または補助金の申請をしようとする年度においてこれらの事

業に参加しようとする者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を営む者でない者

(4) 市税の滞納がない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 登記事項証明書（補助対象店舗を所有している場合に限る。）

(3) 賃貸借契約書の写しおよび所有者の補助対象工事承諾書（補助対象店舗を賃借している場合に限る。）

(4) 市税の納税証明書

(5) 補助対象工事の見積書の写し（補助対象工事ごとの内訳が記載されたものをいう。）

(6) 補助対象店舗の付近見取図および工事内容を示す図面

(7) 誓約書兼同意書（様式第3号）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請の受付を開始する日は、毎年度市長が別に定めるものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でないとき認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に対して通知するものとする。

（変更申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事の内容または補助金の額を変更しようとするときは、補助金交付決定変更申請書（様式第6号）に、第5条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、第6条の規定により決定した補助金の額を変更する場合は補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により、当該額を変更しない場合は変更承認通知書（様式第8号）により、当該申請をした者に対して通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに、補助事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象工事の施工前および施工後の写真

(2) 補助対象工事に係る請負契約書の写しおよびその費用の支払を確認することのできる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、当該報告の内容が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、規則第13条第1項ただし書の規定により概算払をすることができる。

（補助金の概算払の手続）

第11条 市長は、補助事業者から工事完了の報告を受けた場合は、工事完了検査を行うものとし、検査の結果、補助金の交付の決定およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金を概算払するもの

とする。

2 前項に規定する工事完了の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象工事の施工前および施工後の写真

(2) 補助対象工事に係る請負契約書の写し

(3) 検査調書の写し

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件または第9条第2項に規定する命令その他この要綱に定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 第3条各号に規定する補助対象者に該当しないことが判明したとき。

(4) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すことが相当と認める事由が生じたとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年4月1日までに廃止するものとする。

補助対象区域

